

## ～妊婦支援給付金 転出者の方へ～

※妊婦支援給付金 1 回目・2 回目を受給するためには、あらかじめ「妊婦給付認定申請書」の提出が必要です。転出される方で受給を希望する場合は、改めて転出先市区町村で「妊婦給付認定申請」をする必要があります。

### 1. 妊婦支援給付金 1 回目

#### (1) 転出前に新潟市へ妊婦給付認定申請をされた方

- ・妊婦支援給付金 1 回目は新潟市で支給しますので、妊娠届出時または転入時にお渡しした申請案内チラシから電子申請をしてください。

#### (2) 転出前に新潟市へ妊婦給付認定申請をしていない方

- ・この場合、新潟市での支給対象外です。
- ・転出先の市区町村で妊婦給付認定申請を行い、妊婦支援給付金 1 回目を受給してください。詳しい手続き方法等については転出先の市区町村へご確認ください。

### 2. 妊婦支援給付金 2 回目

#### (1) 転出前に妊婦支援給付金 2 回目の電子申請をした場合

- ・新潟市で支給します。転出先では申請・受給しないようにしてください。

#### (2) 転出前に妊婦支援給付金 2 回目の電子申請をしていない場合

- ・新潟市に住民票がないため、新潟市での支給対象外です。
- ・給付金を受給するためには、転出先の市区町村で妊婦給付認定申請と妊婦支援給付金 2 回目の申請が必要です。詳しい手続き方法等については転出先の市区町村へご確認ください。

## ～妊婦支援給付金 転入者の方へ～

※転入元の市区町村で給付金を申請済（受給済）の場合は、新潟市での支給はありません。

※転入元市区町村で「出産応援ギフト」を申請・受給している場合、妊婦支援給付金1回目は受給できません。

※妊婦支援給付金1回目・2回目を受給するためには、あらかじめ「妊婦給付認定申請書」の提出が必要です。新潟市への転入妊産婦の場合は原則転入時に「妊婦給付認定申請書」を提出いただきます。必要な持ち物については、新潟市HPに記載しています。（母子健康手帳、妊産婦の本人確認書類・マイナンバー確認書類のほか、妊産婦以外の代理人が申請する場合は委任状及び代理人の本人確認書類が必要）

### 1. 妊婦支援給付金1回目

#### (1) 転入元の市区町村で妊婦給付認定申請をした方

- ・転入元の市区町村で妊婦支援給付金1回目を支給します。（新潟市では支給できません。）手続き方法等は転入元の市区町村へご確認ください。
- ・妊婦支援給付金2回目を受給していない場合は、「妊婦給付認定申請書」の提出が必要です。転入届を提出後、区役所健康福祉課、地域保健福祉センターへお立ち寄りください。

#### (2) 転入元の市区町村で妊婦給付認定申請をしていない方

- ・転入届を提出後、区役所健康福祉課、地域保健福祉センターへお立ち寄りください。「妊婦給付認定申請書」を提出いただいた後、妊婦支援給付金1回目の申請案内をお渡しします。

### 2. 妊婦支援給付金2回目

転入元の市区町村で給付金を受給（または申請）していない場合は、新潟市へ「妊婦給付認定申請書」の提出が必要です。転入届を提出後、区役所健康福祉課、地域保健福祉センターへお立ち寄りください。

妊婦支援給付金2回目の申請案内は、原則、新生児訪問等による面談時にお渡ししています。

《お問い合わせ先》

新潟市こども未来部こども家庭課

電話:025-226-1205

メール:kodomo.k@city.niigata.lg.jp